

東吾妻町国民健康保険 特定健康診査等実施計画

第3期

(平成30年～35年)

平成30年4月

目 次

I	計画の考え方	1
1	計画の背景	1
2	特定健康診査・特定保健指導導入の趣旨	1
3	計画の性格	1
4	計画の期間	1
II	現状	2
1	東吾妻町の特徴	2
2	特定健診・保健指導の状況	3
3	医療費分析の状況	3
III	達成目標	4
IV	対象者数	5
V	実施方法	7
VI	個人情報の保護	8
1	記録の保存方法、体制	8
2	個人情報の保護	8
VII	計画の公表・周知及び計画の評価・見直し	9

I 計画の考え方

1 計画の背景

我が国は国民皆保険制度によって、世界的にみても高い医療水準や長寿を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化や生活の変化等により、医療費は増大の一途をたどっており、国民皆保険や医療制度を将来にわたり堅持するために、構造改革が進められている。

2 特定健康診査・特定保健指導導入の趣旨

医療制度改革の一環として、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者には、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備軍を減少させることを目的とした、特定健康診査(以下「特定健診」という。）・特定保健指導(以下「保健指導」という。)の実施が義務付けられた。

3 計画の性格

この計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第18条を踏まえ、第19条に基づき策定するものであり、東吾妻町元気プラン(平成19年3月策定)及び群馬県医療費適正化計画並びに東吾妻町国民健康保険データヘルス計画と十分な整合性を図る。

4 計画の期間

この計画は「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条1項に基づき、6年間を1期とし、第3期を平成30年から平成35年度とする。また、6年ごとに見直しを行うこととする。

Ⅱ 現状

1 東吾妻町の特徴

当町は山間過疎地域にあり、人口は年々減少し高齢化が急速に進行している。平成30年2月末現在の人口14,175人。高齢化率は38.44%に及んでいる。

また、国保の年間平均被保険者数(表1)は年々減少しており、平成29年度の被保険者数は4,000人を割り込むことが予想される。

加えて、平成23年度の特定健診の受診データを使い、年齢構成別に5歳刻みで分析を行った(表2)。

これらを通して、健診を受ける若い人の割合が少ないこと、中でも40歳代の受診率は20%台で他の年齢より落ち込んでいることが明白となった。

(表1) 国保加入世帯数と被保険者数の推移

年度	国保世帯数	町世帯数	加入率	被保険者数	町人口	加入率
25	2,596	5,749	45.2%	4,604	15,475	29.8%
26	2,529	5,711	44.3%	4,444	15,108	29.4%
27	2,446	5,684	43.0%	4,209	14,727	28.6%
28	2,372	5,676	41.8%	4,007	14,407	27.8%
29	2,606	5,653	40.8%	3,827	14,001	27.3%

※国保世帯数及び加入者は年間平均。29年度は、25～28年度の平均伸び率。

※町世帯数及び人口は年度末現在(住民基本台帳)。

(表2) 平成28年度 年齢構成別の特定健診受診率

	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	計
対象者	138	133	168	228	544	1,085	731	3,027
受診者	28	35	51	89	254	530	376	1,363
受診率	20.3%	26.3%	30.4%	39.0%	46.7%	48.8%	51.4%	45.0%

2 特定健診・保健指導の状況

(1) 特定健診の状況(表3)

- ・ 保健福祉課と連携を行い、保健センター、各公民館等で結核・肺がん検診等と合わせて集団健診を実施。
- ・ 町内6医療機関及び郡内2医療機関と契約し、個別健診を実施。

(2) 保健指導の状況(表3)

- ・ 動機付け支援は、保健センター及び3医療機関にて実施。積極的支援は、保健センターと1医療機関実施。

(表3) 特定健診・保健指導の状況

特定健康診査	年度	対象者数	受診者数	受診率	受診率 県平均	内臓脂肪症候群対象者	
						該当者・予備者	割合
	25年度	3,419	1,508	44.1%	39.5%	481	31.9%
	26年度	3,331	1,522	45.7%	39.9%	470	30.9%
	27年度	3,178	1,483	46.4%	41.0%	484	32.6%
	28年度	3,027	1,363	45.0%	41.1%	416	30.5%

特定保健指導	年度	対象者数	指導終了者	終了割合
	25年度	226	10	4.4%
	26年度	215	14	6.5%
	27年度	218	12	6.4%
	28年度	183	22	12.6%

3 医療費分析の状況

東吾妻町の国保の医療費は年々増加する傾向であり、被保険者数は減少しているものの、被保険者の高齢化や生活習慣病の増加、医療の高度化などによって、一人当たりの医療費(表4)は増加し、国保が負担する保険給付費も増え続けている。

平成28年度の一人当たりの保険給付費は、335,995円となり、前年比9.46%の伸びとなっている。

全国的な少子高齢化の進行を背景として、当町の人口も年々減少する一方で高齢化は急速に進行している。今後、ますます医療費の増加に大きく影響してくるといえる。

(表4) 一人当たりの保険給付費の推移

年度	被保険者数	一人当たり保険給付費
25	4,604人	289,044円
26	4,444人	294,737円
27	4,209人	306,949円
28	4,007人	335,995円

Ⅲ 達成目標

平成28年の特定健診受診率は45.0%なので、この数値を基本に以下の表のように平成30年度から平成34年度の受診率の目標値を5%ずつの増加とし、平成35年度には国の市町村国保の基準と合わせた。

	H30	H31	H32	H33	H34	H35
特定健診受診率	50%	50%	55%	55%	60%	60%
保健指導実施率	35%	40%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導対象者の減少率						25% (平成20年度比)

今後は、受診率向上を確実なものとし、メタボリックシンドローム該当者及びメタボリックシンドローム予備軍の減少を実現させるために、未受診者対策に力を入れていく。

具体的には、平成24年度より、40歳代と50歳代の未受診者に対して受診に関するアンケートを実施しており、引き続き60歳代以降のアンケートを実施していくとともに、受診行動を妨げている要因等の分析を行い、より被保険者が利用しやすい特定健診事業の展開を図っていく。

Ⅳ 対象者数

〔 予定数の試算条件 〕

- ◇ 特定健診対象者数は、実施年度の初め(4月1日時点)に予想される40～74歳の国保加入者数。前年度の対象者数に、平成25年度から28年度までの平均伸び率を乗じる。なお、29年度は未確定のため、28年度に平均伸び率を乗じた数を対象者数とする。
- ◇ 特定健診受診者数は、特定健診対象者数に達成目標である受診率を乗じる。
- ◇ 保健指導対象者数は、実施年度の初め(4月1日時点)に予想される人数。前年度の積極的支援・動機付け支援の各対象者数に、平成25年度から28年度までの平均伸び率を乗じる。なお、29年度は未確定のため、28年度に平均伸び率を乗じた数を対象者数とする。
- ◇ 保健指導実施者数は、保健指導対象者数に達成目標である実施率を乗じる。

○平成30年度

- ・ 特定健診対象者数 2,906人
- ・ 特定健診実施者数 1,453人
- ・ 特定保健指導対象者数 172人
 (積極的支援 36人、動機付け支援136人)
- ・ 特定保健指導実施者数 61人
 (積極的支援 13人、動機付け支援 48人)

○平成31年度

- ・ 特定健診対象者数 2,790人
- ・ 特定健診実施者数 1,395人
- ・ 特定保健指導対象者数 161人
 (積極的支援 34人、動機付け支援 127人)
- ・ 特定保健指導実施者数 65人
 (積極的支援 14人、動機付け支援 51人)

○平成32年度

- ・ 特定健診対象者数 2,678人
- ・ 特定健診実施者数 1,473人
- ・ 特定保健指導対象者数 152人
 (積極的支援 32人、動機付け支援 119人)
- ・ 特定保健指導実施者数 68人
 (積極的支援 14人、動機付け支援 54人)

○平成33年度

- ・ 特定健診対象者数 2,571人
- ・ 特定健診実施者数 1,414人
- ・ 特定保健指導対象者数 141人
(積極的支援 30人、動機付け支援 111人)
- ・ 特定保健指導実施者数 71人
(積極的支援 15人、動機付け支援 56人)

○平成34年度

- ・ 特定健診対象者数 2,468人
- ・ 特定健診実施者数 1,481人
- ・ 特定保健指導対象者数 132人
(積極的支援 28人、動機付け支援 104人)
- ・ 特定保健指導実施者数 72人
(積極的支援 15人、動機付け支援 57人)

○平成35年度

- ・ 特定健診対象者数 2,369人
- ・ 特定健診実施者数 1,421人
- ・ 特定保健指導対象者数 123人
(積極的支援 26人、動機付け支援 97人)
- ・ 特定保健指導実施者数 74人
(積極的支援 16人、動機付け支援 58人)

V 実施方法

1 特定健診

- 実施場所 集団健診・・・保健センター及び地区公民館等
個別健診・・・各医療機関
- 実施項目 法定の実施項目
問診・・・40～74歳 服薬歴、喫煙歴、生活習慣に関する項目、
自覚症状
計測・・・身長、体重、BMI、血圧、腹囲
診察・・・理学的所見(身体診察)
脂質・・・中性脂肪、HDL、LDL
肝機能・・・AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GTP
血糖検査・・・空腹時血糖、ヘモグロビンA1c
尿検査・・・糖、蛋白
詳細な健診・・・血清クレアチニン検査、心電図・眼底検査
- 実施時期 各年度の6月から年度末まで
- 委託選定方法 契約内容に同意できる医療機関を選定
- 委託内容 特定健診に関する項目一式
- 周知・案内方法
 - ・受診券送付時に案内を同封
 - ・広報「ひがしあがつま」に記事を掲載
 - ・パンフレットの毎戸配布

2 保健指導

- 実施場所 保健センター及び各医療機関
- 実施項目 法定の実施項目
- 委託選定方法 契約内容に同意できる医療機関を選定
- 委託内容 保健指導に関する項目一式
- 周知・案内方法 利用券送付時に案内を同封
- 利用券の交付時期 特定健診の結果を階層化後、随時、郵送にて交付
- 対象者の抽出方法 特定健診等データ管理システムにて階層化を実施

3 実施に関する毎年度のスケジュール

- ・5月～6月・・・特定健診受診券送付
- ・6月～7月・・・特定健診(集団健診)
- ・6月～翌年3月・・・特定健診(個別健診)
- ・特定健診受診後・・・保健指導対象者に利用券が送付された後に、医療機関等において保健指導を実施

VI 個人情報の保護

1 記録の保存方法、体制

- (1) 特定健診の結果については、標準的な電子データファイル仕様に基づき、医療機関から群馬県国民健康保険団体連合会を通じて送受信される。
また、そのデータを取り扱う「特定健診等データ管理システム」は町民課に設置し、その使用については、特定健診等の業務を行う者に限定する体制をとる。
- (2) 特定健診等のデータの保存年限は原則5年間とする。
- (3) 特定健診等のデータは、保健センターで保健指導等に活用するため、保健センターに設置する「健康管理システム」により管理し、その使用は保健師等、保健指導の業務を行う者に限定する体制をとる。

2 個人情報の保護

データの個人情報の保護については、関係法令を遵守することはもとより、「個人情報の保護に関する法律」、「東吾妻町個人情報保護条例」及び「東吾妻町情報セキュリティポリシー」に基づき、必要な個人情報保護対策を講じる。

VII 計画の公表・周知及び計画の評価・見直し

1 計画の公表・周知

東吾妻町公式ホームページにおいて公表予定。

2 計画の評価・見直し

目標の達成状況・その他の実施計画の評価は、年度毎に実施する。

評価結果やその後の状況の変化に基づく計画の見直しは、適宜行う。

特定健診の実施に当たっては、結核・肺がん検診や各種がん検診等との併行も検討を行い、住民の負担軽減を最優先させる。